

特定非営利活動法人 わたしと僕の夢 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 わたしと僕の夢 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県久留米市に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を佐賀県鳥栖市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 格差社会が社会的に大きな問題となり、その中でもひとり親家庭・多子世帯の貧困率が50%をこえるなど、ひとり親家庭・多子世帯を取り巻く環境は厳しさを増しています。

また子どもたち、外国人、障害・病気を抱える方、高齢の方に働く機会を求めている方が多くいます。

この様な環境の中で、貧困の連鎖を断ち切ること、様々な状況で働く機会に恵まれていない方たちの将来を切り開くため、以下のような内容のサポート活動を行います。

① 子供の教育

低所得で塾に行けない子・学校に行けていない子・授業についていけない子・社会的経験が少ない子に無料の塾や、キャンプ、野外研修など様々な学習と経験を積ませ、自己に対する肯定感を持ち、「生きる力」を身に付けるよう育みます。

② 親子の生活環境のサポート

経済的や様々な原因で、厳しい環境で生活している親には「精神的ゆとり」を、子ども達には「経験」を持たせるために、農村生活体験や短期のホームステイを実施します。

③ 海外交流の機会の創造

これからグローバル社会において、様々な環境の子供たちと接する機会を創造するため、オンラインミーティングなどを活用した交流の機会を作ります。

④ ダイバーシティ就労支援

子どもたち、外国人、障害・病気・高齢など多様な悩みを抱えながらも働く意欲がある方のために企業などとタッグを組んで、就労支援を行います。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 国際協力の活動

(8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ひとり親家庭・多子世帯等の生活環境改善や就業自立支援事業
- ② 学習塾の企画運営及び協力者に対する就労支援事業
- ③ 国際交流のための国際日本語教育及び海外の人材への日本文化及び日本語教育
- ④ 社会教育、道徳教育を目指した地域間交流事業
- ⑤ 地域に根付く特産品、地域発の商品などの紹介および情報提供、普及・啓発事業
- ⑥ インターネット利用による地域交流のための情報発信事業
- ⑦ 生活用品等のリサイクル事業
- ⑧ 多様な働くニーズに応えるための無料職業紹介事業
- ⑨ 第3条の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

物品の仕入、販売、譲渡事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、推進会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 推進会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、賛助する個人、団体、法人

(入会手続及び会費)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 代表理事は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体、法人が消滅したとき。

(2) 会費を2年以上滞納したとき。

(3) 除名されたとき。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)法令、この法人の定款又は規則に違反し、又は公序良俗に著しく反する行為をしたとき。
- (2)この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第 10 条 この法人は、すでに納入された会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 役 員

(種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理 事 3 人以上
 - (2)監 事 1 人以上
- 2 理事のうち、1 人を代表理事とする。

(選任等)

第 12 条 理事は、理事会で選任する。

2 代表理事は、理事会で互選する。

3 監事は、総会で選任する。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 他の同一の団体の役員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある役員の合計数が、役員の総数の3 分の 1 を超えてはならない。

(職務)

第 13 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事が欠けたとき又は、代表理事に事故あるときは、代表理事があらかじめ定めた順序で、他の理事がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2)この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会及び総会又は所轄庁に報告すること。
- (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 14 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 15 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 17 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 5 章 総 会

(種類)

第 18 条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は、推進会員をもって構成する。

2 監事は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)監事の選任又は解任

(5)その他運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をした場合

(2)推進会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があつた場合

(3)第 13 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があつた場合

(招集)

第 22 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

3 前条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による請求があつた場合は、代表理事は、その日から 40 日以内に会議を招集しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、出席した推進会員から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、推進会員総数の 3 分の 1 以上が出席した場合に開会する。

(議決)

第 25 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において、第 22 条第 2 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席者の 3 分の 2 以上の同意があつた場合は、この限りではない。

3 推進会員が総会の目的である事項について提案した場合において、推進会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(書面表決等)

第 26 条 推進会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない推進会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の推進会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した推進会員は、第 24 条、第 25 条第 1 項、第 27 条第 1 項第 2 号、第 50 条、第 51 条第 2 項、第 52 条及び第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する推進会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
 - (2)推進会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者にあってはその数を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、推進会員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3)総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理 事 会

(構成)

- 第 28 条 理事会は、理事もって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第 29 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2)事業報告及び活動決算
- (3)理事の選任又は解任
- (4)役員の報酬
- (5)総会に付議すべき事項
- (6)会費の額
- (7)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)事務局の組織及び運営
- (10)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)代表理事が必要と認めた場合
- (2)理事の総数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があつた場合
- (3)第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつた場合

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開

催日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表理事が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

3 前条第 2 号若しくは第 3 号の規定による請求があった場合は、代表理事は、その日から 40 日以内に会議を招集しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第 33 条 理事会は、理事総数の過半数が出席した場合に開会する。

(議決)

第 34 条 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会において、第 31 条第 2 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席者の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があつたものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第 35 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決することができる。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者はその旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)理事会の決議があつたものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(簡易な事項等に係る議決)

第 37 条 簡易な事項又は急を要する事項について代表理事が必要と認めた場合には、代表理事が全理事に書

面で確認し、理事が書面をもって賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)寄付金品
- (4)財産から生じる収益
- (5)事業に伴う収益
- (6)その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、その翌年の 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算の超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算の議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経たうえ、当該事業年度終了後の理事会の議決を経て総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、総会において出席した推進会員の過半数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 推進会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 法第 43 条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、総会において出席した推進会員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(残余財産の帰属先)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)の際に有する残余財産は、国又は地方公共団体又はこの法人と目的を同じくする特定非営利活動法人その他法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した推進会員の過半数の議決を経て譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人は、総会において出席した推進会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

第 9 章 雜 則

(事務局)

第 54 条 この法人は、事務を処理するため事務局を置くことができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(実施規則)

第 56 条 この定款の実施に関し必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めることもできる。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の年会費は、第 7 条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

推進会員 1 口 10,000 円 個人 1 口以上

賛助会員 1 口 1,000 円 個人・団体・法人 1 口以上

3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 佐藤 裕理子

理 事 松田 くみ子

理 事 児島 聖司

監 事 宮内 幸生

4 この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 6 月 30 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 34 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までと

する。

6 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 35条の規定にいかわらず、設立総会の定めるところによる。

7 この法人は設立当初の主たる事務所は、福岡県久留米市東町 42 番地 12ワカナステートビル 4 階に置く。

